

議第三十六号

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年二月二十六日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一三の表四の項第一号イ中「二六、〇〇〇」を「一八、〇〇〇」に改め、同号ロ中「一二、八〇〇」を「一四、四〇〇」に改め、同号ハ中「四、〇〇〇」を「六、〇〇〇」に改め、同号ニ中「二、〇〇〇」を「三、〇〇〇」に改め、同項第二号イ中「九、六〇〇」を「一〇、〇〇〇」に改め、同号ロ中「七、六八〇」を「八、〇〇〇」に改め、同項第三号イ中「九、六〇〇」を「一一、〇〇〇」に改め、同号ロ中「七、六八〇」を「八、八〇〇」に改め、同項第四号イ中「九、六〇〇」を「一一、〇〇〇」に改め、同号ロ中「七、六八〇」を「八、八〇〇」に改め、同号ハ中「二、四〇〇」を「三、七〇〇」に改め、同項第五号イ中「二一、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号ロ中「一六、八〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第六号イ中「九、六〇〇」を「一一、〇〇〇」に改め、同号ロ中「七、六八〇」を「八、八〇〇」に改め、同項第七号イ中「二一、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号ロ中「一六、八〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第八号イ中「二一、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号ロ中「一六、八〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第九号イ中「二一、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同項第十号イ中「二一、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号ロ中「一六、八〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第十一号イ中「一四、〇〇〇」を「一八、〇〇〇」に改め、同号ロ中「一一、二〇〇」を「一四、四〇〇」に改め、同号ハ中「三、五〇〇」を「六、〇〇〇」に改め、同項第十二号イ中「一四、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号ロ中「一一、二〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第十三号イ中「二一、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号ロ中「一六、八〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第十四号イ中「二一、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号ロ中「一六、八〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第十五号イ中「二一、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、

〇」に改め、同号口中「一六、八〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第十六号イ中「一六、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号口中「二、八〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第十七号イ中「二、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号口中「一六、八〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第十八号イ中「二、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号口中「一六、八〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第十九号イ中「二、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号口中「二六、八〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第二十号イ中「一六、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号口中「二、八〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第二十一号イ中「二六、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号口中「一二、八〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第二十二号イ中「二四、〇〇〇」を「一八、〇〇〇」に改め、同号口中「二一、二〇〇」を「二四、四〇〇」に改め、同項第二十三号イ中「一四、〇〇〇」を「一八、〇〇〇」に改め、同号口中「二一、二〇〇」を「二四、四〇〇」に改め、同項第二十四号イ中「一四、〇〇〇」を「二八、〇〇〇」に改め、同号口中「一一、二〇〇」を「一四、四〇〇」に改め、同項第二十五号イ中「二、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号口中「一六、八〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第二十六号イ中「二八、〇〇〇」を「三〇、〇〇〇」に改め、同号口中「二二、四〇〇」を「二四、〇〇〇」に改め、同項第二十七号イ中「二、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号口中「一六、八〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第二十八号イ中「二八、〇〇〇」を「三〇、〇〇〇」に改め、同号口中「二二、四〇〇」を「二四、〇〇〇」に改め、同項第二十九号イ中「一〇、〇〇〇」を「一八、〇〇〇」に改め、同号口中「八、〇〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第三十号イ中「一六、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号口中「一二、八〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第三十一号イ中「一〇、〇〇〇」を「一八、〇〇〇」に改め、同号口中「八、〇〇〇」を「一四、四〇〇」に改め、同項第三十二号イ中「二、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号口中「一六、八〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改める。

別表第一二十七の表十三の項中「第十四条第七項（同条第十五項）」を「第十四条第六項（同条第十三項）」に改め、同表十四の項中「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に改め、同表十五の項第一号イ中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第七項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」に改める。

附 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - 一 別表第一二十七の表の改正規定 令和八年五月一日
 - 二 別表第一三の表の改正規定及び次項の規定 令和八年六月一日
- 2 前項第二号に掲げる規定の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法

律第四十六号。以下「食品衛生法等改正法」という。）第二条の規定による改正前の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けて食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第百二十三号。以下「整備政令」という。）第一条の規定による改正前の食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第百二十九号）第三十五条各号の営業（整備政令第一条の規定による改正後の食品衛生法施行令第三十五条各号の営業のいずれかに該当するものに限る。）を行つてゐる者がその有効期間の満了後引き続き当該営業に係る食品衛生法等改正法第二条の規定による改正後の食品衛生法第五十五条第一項の許可を受けようとする場合における当該許可の申請に対する審査に係る手数料の額は、改正後の別表第一三の表四の項の規定にかかわらず、改正後の同項各号に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ当該各号口の区分に掲げる額とする。

提 案 説 明

食品衛生法の一部改正に伴い、飲食店営業等許可申請手数料の額を改定する等のため、この条例を定めようとする。

